

**問題**

私人間における人権の保障に関して、私人間への適用を認める 2 つの考え方とそれぞれの問題点について、三菱樹脂事件及び日産自動車事件の最高裁判決に言及して説明せよ。

**解答のポイント**

平成 25 年が人権に関する問題であったため、平成 26 年は統治の分野からの出題が予想されていたが、連続して人権からの出題となっている。しかも近時の都の過去問では出題されていない問題である。ただし、人権の私人間効力という基本的テーマであり、ある程度のことは書けたと推測される。

TAC の専門記述対策レジュメ（法律系）問題 3 及び直前期オブション講座『東京都 I 類 B 法律系専門記述対策セミナー』レジュメ問題 3 に「憲法の私人間効力について、判例に触れつつ説明せよ」というほぼ同様の問題が掲載されている。

憲法の私人間効力が主張される背景を冒頭で述べた上、私人間への適用を認める 2 つの考え方（直接適用説と間接適用説）に触れる必要がある。また、「それぞれの問題点」も問われているので、直接適用説のみならず、間接適用説の問題点にも言及する必要があるだろう。あとは、有名な基本判例である三菱樹脂事件及び日産自動車事件でも間接適用説が採られていることを指摘できればよいだろう。

**解答例**

1. 憲法の人権規定はそもそも公権力との関係で国民の権利・自由を守るものである。ところが、資本主義の高度化に伴い、今日においては大企業、マス・メディアなどの巨大な力を有する社会的権力による人権侵害からも、国民を救済し、人権保障を実効性あるものにする必要がある。
2. そこで、人権規定の私人間への適用を認める見解が主張されるが、この中には私人間に直接適用すべきとする考え方（直接適用説）がある。しかし、この考え方は「国家からの自由」という人権保障の本質を希薄化するものであり、また、市民社会の基本原則である私的自治の原則を害することになると批判される。このため、人権保障の実効化と私的自治の原則の調和の観点から、法律行為に関する民法 90 条や不法行為に関する民法 709 条など私法の一般条項等の解釈・適用に際して、憲法の人権規定の趣旨を私人間に意味充填すべきとする間接適用説が妥当であると解される。ただ、この見解にも、私法の一般条項の意味充填解釈は振幅が大きいため、その解釈によっては、直接適用説にも、無効力説にもなりうるとの問題点がある。
3. 判例は、基本的に間接適用説の立場を採用している。

三菱樹脂事件では、私企業が、試用期間中の学生の学生運動歴を理由に本採用を拒否したことが違法ではないかが問題となった。判例は、企業にも経済活動の自由（22 条、29 条）の一環として契約締結の自由が認められることから、企業が特定の「思想」（19 条）、「信条」（14 条）を有する者の雇い入れを拒んでも、それを当然に違法とすることはできないとしている。

また、日産自動車事件では、女子のみを対象とする 5 年早期の定年規定の就業規則が、性別による不合理な差

別ではないかが問題となった。判例は、かかる就業規則は、女子のみを差別的に扱う不合理なものとして、民法 90 条の公序良俗に反し、無効であるとしている。

このように、いずれの判例でも、私法の一般条項の解釈・適用の際に、憲法の人権規定の趣旨を及ぼす方法が採られている。

以上  
(842 字)

## **TAC 生はココで解けた！**

専門記述対策レジュメ（法律系）問題 3（P. 83），直前期オプション講座『東京都 I 類 B 法律系専門記述対策セミナー』レジュメ問題 3（P. 22）を検討していれば，合格答案がかなりの確率で書けたと推測される。